

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000308602
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区西大泉三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1461番53	宅地	82	10	1461番10から分筆 〔昭和42年5月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月5日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成9年3月13日 第11000号	原因 平成9年2月1日売買 所有者 保谷市富士町四丁目13番5号 池田建設株式会社 順位5番の登記を移記
2	所有権移転	平成9年6月26日 第32463号	原因 平成9年6月26日売買 所有者 練馬区西大泉三丁目27番21号 齋藤昇 順位6番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和6年10月31日 第44820号	原因 令和6年2月5日住所移転 住所 東京都練馬区大泉学園町五丁目1番15号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月5日
3	所有権移転	令和6年10月31日 第44821号	原因 令和6年10月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-011295

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 4	抵当権設定	平成9年6月26日 第32465号	原因 平成9年6月18日住宅建設資金借入契約平成9年6月26日設定 債権額 金1,430万円 利息 平成9年6月26日から平成19年6月26日まで月利0.283% (年利換算3.396%) 平成19年6月27日から平成34年6月26日まで月利0.35% (年利換算4.20%) 損害金 年14% 年365日日割計算 債務者 練馬区西大泉三丁目27番21号 齋藤昇

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10209 (1/1)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<p>抵当権者 <u>大阪市中央区伏見町三丁目5番6号株式会社三和銀行</u> (取扱店 <u>田無支店</u>) 共同担保 <u>目録(注)第7799号</u> 順位11番の登記を移記</p>
付記1号	1番抵当権移転	令和4年7月8日 第26400号	<p>原因 <u>平成18年1月4日合併</u> 抵当権者 <u>東京都千代田区丸の内二丁目7番1号株式会社三菱UFJ銀行</u> (取扱店 <u>田無駅前支店</u>)</p>
2 4	抵当権設定	平成9年6月26日 第32466号	<p>原因 <u>平成9年4月14日保証委託契約に基づく求償債権平成9年6月26日設定</u> 債権額 <u>金1,620万円</u> 損害金 <u>年14%年365日日割計算</u> 債務者 <u>練馬区西大泉三丁目27番21号齋藤昇</u> 抵当権者 <u>千代田区大手町一丁目1番1号サンワ東京ビル</u> <u>三和信用保証株式会社</u> 共同担保 <u>目録(注)第7800号</u> 順位12番の登記を移記</p>
3 4	抵当権設定	平成9年7月18日 第36054号	<p>原因 <u>平成9年7月18日金銭消費貸借同日設定</u> 債権額 <u>金1,130万円</u> 利息 <u>年3・20%但し、平成19年7月18日から年4・00%(但し、月割計算。月未満の期間は、年365日日割計算)</u> 損害金 <u>年14・5%年365日日割計算</u> 債務者 <u>練馬区西大泉三丁目27番21号齋藤昇</u> 抵当権者 <u>文京区後楽一丁目4番10号住宅金融公庫</u> (取扱店 <u>株式会社三和銀行田無支店</u>) 共同担保 <u>目録(注)第7991号</u> 順位13番の登記を移記</p>
付記1号	3番抵当権移転	平成24年11月1日 第51275号	<p>原因 <u>平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継</u> 抵当権者 <u>文京区後楽一丁目4番10号独立行政法人住宅金融支援機構</u></p>
4	1番、2番、3番順位変更	平成9年7月18日 第36055号	<p>原因 <u>平成9年7月18日合意</u> 第1 <u>3番抵当権</u> 第2 <u>1番抵当権</u> 第3 <u>2番抵当権</u> 順位14番の登記を移記</p>
	余白	余白	<p>昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月5日</p>
5	1番抵当権抹消	令和4年8月22日 第32115号	原因 <u>令和4年6月27日解除</u>
6	3番抵当権抹消	令和4年8月22日	原因 <u>令和4年7月19日弁済</u>

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10209 (1/1)

2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第32116号	
7	2番抵当権抹消	令和5年9月15日 第36117号	原因 令和5年8月25日解除
8	抵当権設定	令和6年10月31日 第44822号	原因 令和6年10月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,710万円 利息 年2.5% (年365日の日割計算) 損害金 年14.0% (年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社 スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(+)第4732号

共同担保目録

記号及び番号	(+)第4732号	調製	令和6年10月31日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	練馬区西大泉三丁目 1461番53の土地	8	余白
2	練馬区西大泉三丁目 1461番10の土地	8	余白



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和6年11月8日

東京法務局新宿出張所

登記官

宮崎久昭

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10209 (1/1)



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月5日	不動産番号	0116000308562
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	練馬区西大泉三丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	町反畝	番併	原因及びその日付〔登記の日付〕
1461番10	畑	㊸	819		1461番1から分筆 〔昭和38年7月23日〕
余白	余白	㊸	501		③1461番10ないし1461番12に分筆 〔昭和38年9月26日〕
余白	余白	㊸	229		③1461番10、1461番19に分筆 〔昭和39年2月4日〕
余白	余白	㊸	125		③1461番10、1461番20に分筆 〔昭和39年2月13日〕
余白	宅地	㊸	55	21	②③昭和39年11月1日地目変更 〔昭和39年12月11日〕
余白	余白		26	84	③1461番10、同番52、同番53に分筆 〔昭和42年5月12日〕
余白	余白		20	45	③1461番10、1461番72に分筆 〔平成8年2月28日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成9年3月13日 第11000号	原因 平成9年2月1日売買 所有者 保谷市富士町四丁目13番5号 池田建設株式会社 順位11番の登記を移記
2	所有権移転	平成9年6月26日 第32463号	原因 平成9年6月26日売買 所有者 練馬区西大泉三丁目27番21号 齋藤昇 順位12番の登記を移記
付記1号	2番登記名義人住所変更	令和6年10月31日 第44820号	原因 令和6年2月5日住所移転 住所 東京都練馬区大泉学園町五丁目1番15号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
3	所有権移転	令和6年10月31日 第44821号	原因 令和6年10月31日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 会社法人等番号 0114-01-0112

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10210 (1/1) 1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			95

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1 4	抵当権設定	平成9年6月26日 第32465号	原因 平成9年6月18日住宅建設資金借入契約平成9年6月26日設定 債権額 金1,430万円 利息 平成9年6月26日から平成19年6月26日まで月利0.283%（年利換算3.396%）平成19年6月27日から平成34年6月26日まで月利0.35%（年利換算4.20%） 損害金 年1.4% 年365日日割計算 債務者 練馬区西大泉3丁目27番21号 齋藤昇 抵当権者 大阪市中央区伏見町三丁目5番6号 株式会社三和銀行 （取扱店 田無支店） 共同担保 目録(注)第7799号 順位13番の登記を移記
付記1号	1番抵当権移転	令和4年7月8日 第26400号	原因 平成18年1月4日合併 抵当権者 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 株式会社三菱UFJ銀行 （取扱店 田無駅前支店）
2 4	抵当権設定	平成9年6月26日 第32466号	原因 平成9年4月14日保証委託契約に基づく求償債権平成9年6月26日設定 債権額 金1,620万円 損害金 年1.4% 年365日日割計算 債務者 練馬区西大泉3丁目27番21号 齋藤昇 抵当権者 千代田区大手町一丁目1番1号サンワ東京ビル 三和信用保証株式会社 共同担保 目録(注)第7800号 順位14番の登記を移記
3 4	抵当権設定	平成9年7月18日 第36054号	原因 平成9年7月18日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1,130万円 利息 年3.20% 但し、平成19年7月18日から年4.00%（但し、月割計算。月未満の期間は、年365日日割計算） 損害金 年1.45% 年365日日割計算 債務者 練馬区西大泉3丁目27番21号 齋藤昇 抵当権者 文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 （取扱店 株式会社三和銀行田無支店） 共同担保 目録(注)第7991号 順位15番の登記を移記
付記1号	3番抵当権移転	平成24年11月1日	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10210 (1/1)

2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第51275号	融支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 文京区後楽一丁目4番10号 独立行政法人住宅金融支援機構
4	1番、2番、3番順位変更	平成9年7月18日 第36056号	原因 平成9年7月18日合意 第1 3番抵当権 第2 1番抵当権 第3 2番抵当権 順位16番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月5日
5	1番抵当権抹消	令和4年8月22日 第32115号	原因 令和4年6月27日解除
6	3番抵当権抹消	令和4年8月22日 第32116号	原因 令和4年7月19日弁済
7	2番抵当権抹消	令和5年9月15日 第36117号	原因 令和5年8月25日解除
8	抵当権設定	令和6年10月31日 第44822号	原因 令和6年10月31日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金1,710万円 利息 年2.5% (年365日の日割計算) 損害金 年14.0% (年365日の日割計算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都青梅市勝沼三丁目65番地 青梅信用金庫 共同担保 目録(マ)第4732号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局練馬出張所管轄)

令和6年11月8日

東京法務局新宿出張所

登記官

宮崎久昭

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K10210 (1/1)

